

平成23年3月17日
三井生命保険株式会社

**「東北地方太平洋沖地震」の被災者の方々に対する
契約者貸付および融資に関する特別取扱について**

このたびの「東北地方太平洋沖地震」で被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

三井生命保険株式会社（代表取締役社長 山本 幸央）では、今回の地震で被災されたお客さまを支援するために下記の特別取扱を実施しますので、お知らせいたします。

記

1. 契約者貸付(新規貸付)の利率引き下げ

新規の契約者貸付について、以下のとおりの対応を行います。

対象	災害救助法適用地域※に居住し被災された個人保険および個人年金保険のご契約者。ただし、変額保険、変額年金保険は対象外。
貸付金額	1契約者あたり100万円限度。ただし、解約返戻金の一定割合以内。
貸付利率	年1.5%
受付期間	平成23年6月30日まで。
優遇金利適用期間	平成23年12月31日まで。
その他	1契約者1回。

2. 個人向け住宅融資・企業向け融資の特別取扱

(1) 個人向け住宅融資（住宅ローン・アパートローン）の取扱

災害救助法適用地域※で被災された個人向け住宅融資（住宅ローン・アパートローン）のご契約者さまからのご返済に関するご相談に応じます。

(2) 企業向け融資の取扱

災害救助法適用地域※で被災され、当社の企業向け融資をご利用されている企業のお客さまを対象に、ご事情に応じご返済に関するご相談に応じます。

※ 今般の東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用地域とします。ただし、大量の帰宅困難者が発生したこと等に伴い災害救助法が適用された東京都を除きます。

以上